

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

菊陽町長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の入園に関する支給認定、利用者負担の徴収給付費の支給等の事務を行う。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③保育所利用者負担額の徴収 ④認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(127の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 子育て支援課 電話 096-232-2202
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネットで照会しマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
<選択肢>	
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制としている。</li> <li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、機密文書として溶解処分している。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
-------	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. WEL+子ども・子育て支援 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 子ども・子育て支援システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	システムの更新
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(以下省略)	番号法第19条第8号 別表第二(以下省略)	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	菊陽町では、子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③保育所利用者負担額の徴収 ④認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い	子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の入園に関する支給認定、利用者負担の徴収給付費の支給等の事務を行う。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③保育所利用者負担額の徴収 ④認定こども園、保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用法の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(94の項)	番号法第9条第1項 別表(127の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	福祉生活部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	担当部署の名称変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	菊陽町役場 福祉生活部 子育て支援課	菊陽町役場 健康福祉部 子育て支援課	事後	担当部署の名称変更
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	